

「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱（案）」の意見募集について

市では、教育施策を総合的な見地から推進するため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において、平成27（2015）年7月に「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」を策定しました。

現在の大綱が改定時期を迎えるため、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間の新たな大綱について、同会議で協議しています。

この度、11月1日開催の同会議における協議を経て、次期施策の大綱（案）をまとめましたので、広く市民の皆様からご意見を募集いたします。

◆ ご意見の提出方法

- 郵送、ファクス、電子メール、意見提出フォーム又は持参のいずれかの方法でご意見をお寄せください。電話ではお受けできませんのでご了承ください。
- ご意見のご提出にあたっては、氏名、住所、連絡先をご記入ください。

◆ 募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで【必着】

◆ その他

- ご提出いただいたご意見は、個人情報を除き原則公開します。
- ご意見に対する個別の回答はいたしません。
- 意見募集による市民意見等を踏まえ、令和6年3月1日の総合教育会議での協議を経て、市長が次期施策の大綱を決定します。

令和5年12月 武蔵野市

【意見提出・問い合わせ先】

武蔵野市総合政策部企画調整課

住 所 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電 話 0422-60-1801

F A X 0422-51-5638

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

【意見提出フォーム】



武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱（案）

■基本理念

成熟した市民文化を支える武蔵野市の教育、学術、文化の振興

■施策の基本的方向性

市は、市制発足当初より教育都市武蔵野の実現に向け邁進してきた。今後も市の歴史を未来へ継承し、地勢と歴史がはぐくんだ武蔵野の風土に根ざす普遍的で個性豊かな文化の創造と、生涯にわたり住み続けることのできる豊かな地域社会を目指し、学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興を図るため、市長と教育委員会は緊密に連携・協力して、以下の基本的方向性に基づき施策等を立案し実施する。

- 1 子どもが基本的人権をもつ権利の主体として尊重され、一人ひとりが個性や可能性を發揮できるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、良好な教育環境、社会環境を整備する。
- 2 子どもたち一人ひとりに自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる生きる力を育むための教育を推進する。
- 3 市民の誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう支援するとともに、「学びおくりあう」地域づくりを目指し、生涯学習施策を推進していく。
- 4 市民の誰もが優れた芸術文化や学術の成果を享受できる機会をつくとともに、市民が自ら活動し、芸術文化を身近に体験、活動、交流できるよう環境整備を進め、本市で醸成されてきた豊かで多様な文化を振興していく。

■重点的な取り組み

市は、武蔵野市長期計画をはじめ各種の個別計画、教育委員会における教育目標及び基本方針に基づき、さまざまな特色ある施策を実施してきた。上記「施策の基本的方向性」の実現に向けた重点的な取り組みは、以下のとおりとする。

○子どもの最善の利益を尊重する地域社会の推進

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する普及、啓発等の取り組みを進める。計画や施策及び事業を実施するにあたり、当事者である子どもの意見や意思を聴く機会を確保できるよう、様々な機会を捉えて市全体で取り組みを進める。また、子どもの権利擁護機関について、令和6年度中の開設に向け準備を進める。

学校において「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり理解を促すとともに、日々の授業や学校行事等において、子どもの願いや想いを受け止め、その実現に努める。

○子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対

応するため、関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を行う。

子どもの貧困やヤングケアラーの問題等、分野横断的な課題に対応するため、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センター複合施設整備化を見据え、多部門・多職種の連携による相談支援体制の構築を検討する。

各関係機関においても、子どもと子育て家庭への切れ目のない支援に必要な施策を実施していく。

児童生徒の健康や食育の視点から、武蔵野市が進めてきた質の高い給食提供の取り組みを継続・発展させる。そのうえで、学校給食費の無償化については、国や都の動向を注視するとともに、その効果や市独自で行うことの必要性など様々な観点から検討する。

○子どもの居場所の確保

子どもの居場所の確保については、当事者となる中高生世代など若者からの意見も踏まえ、自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所として、既存施設の活用も視野に入れて検討を進める。

学童クラブの児童増に対応するため、引き続き学童クラブ整備を行うとともに、保護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら開設支援を進める。4年生以上の受入れについては、これらの施設拡充の進捗等を見据えながら検討する。

長期休業中の学童クラブの昼食については、父母会主催で行っている弁当配食での課題を解決するための方策を検討する。

小中学生の居場所づくりをさらに進めるため、学校司書による図書館開放や合同部活動の設置、地域団体との連携・協力などの取り組みを着実に推進する。

不登校児童生徒の社会的自立を目指し、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場の整備を推進する。

○生きる力を育む幼児教育の振興

令和5年度に策定した「武蔵野スタートカリキュラム」を基に、各校にて幼児期の豊かな学びを引き継いだ取り組みを推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進める。また、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携の場づくりを推進する。

○学校改築の計画的な推進

第一中学校及び第五中学校の新校舎・新体育館について、社会経済情勢を注視しながら改築工事を進める。

第五小学校及び井之頭小学校について、基本設計に基づき実施設計を行う。

第二中学校と第六中学校との統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。

改築するまでの学校については、劣化・改良保全事業、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。

○学習者用コンピュータを活用した学びの推進

令和5年度に策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、情報社会に参画しようとする態度やICTを活用した課題解決能力の育成など、デジタル・シティズンシップ教育を家庭・地域と連携して推進する。

各校で蓄積してきた学習者用コンピュータを活用した授業実践や運用に関する知見を基に、次期端末や次期学習サービス、教育データの利活用等について検討していく。

○学校・家庭・地域との連携協働

学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営について、モデル校（境南小学校及び第一中学校）の取り組みを基に効果検証を行い、令和7年度からの全校実施に向けた体制を整える。また、モデル校の特色ある教育活動を推進していくために、東京都教育委員会の制度を利用し、教員公募を実施する。

学校図書館の放課後開放や持続可能な部活動の推進など、放課後の子どもの居場所について検討し、地域等と連携して充実させる。

自然体験や地域活動の体験を通じ、子どもが市や地域への愛着を高めるとともに、新しい時代に必要となる資質・能力等を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、取り組みを進める。

○学校図書館の機能の充実

学校図書館は単に本を借りたり読んだりする読書センターの機能だけではなく、子どもたちにとっての居場所であり、学習センターや情報センターの機能を有している。

選書やレファレンスサービスの充実をはじめとした学校司書の資質の向上、読書動機付け指導等の学校連携事業の拡充、学校図書館資料の貸出増強のほか、市立図書館による学校図書館支援を強化する。

○市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取り組みを進める。

市民スポーツの拠点である総合体育館については、施設の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて基本・実施設計を行う。

市営プールについては、第二期スポーツ推進計画及び第六期長期計画・調整計画での議論を踏まえ、整備方針を検討する。

○武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3年度に作成された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化施策の評価を含む文化振興基本方針に基づく取り組みを推進する。

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団が、施設や事業部門間の連携を進めつつ、より質の高いサービスを展開できるよう、関係部課及び事業団の連絡調整の体制を活用し、必要な支援・指導を継続する。